

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 指定居宅サービス事業者の指定
- 指定居宅サービスの事業の廃止

【公告】

- 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する
指針の案の縦覧
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事
の完了
- 〃

指導監査室

〃

自然環境課

建築指導課

〃

目次

担当課（室）

令和4年7月5日 岡山県公報 第12410号

◎岡山県告示第三百十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和四年七月五日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

順正学園訪問介護センター

2 所在地

岡山県高梁市伊賀町八番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社J E I

2 所在地

岡山県高梁市伊賀町八番地

三 指定年月日

令和四年七月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇九〇〇七四二

五 サービスの種類

訪問介護

令和4年7月5日 岡山県公報 第12410号

◎岡山県告示第三百十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和四年七月五日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

順正学園訪問介護センター

2 所在地

岡山県高梁市伊賀町八番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社JK

2 所在地

岡山県岡山市北区岩田町二番五号

三 廃止の届出を受理した年月日

令和四年六月二十八日

四 介護保険事業所番号

三三七〇九〇〇二九六

五 サービスの種類

訪問介護

〔三二八〕鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第十八号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定により鳥獣保護区特別保護地区を指定するため、同条第四項において準用する法第二十八条第四項の規定により、指針の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この公告に係る鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案について意見を有する区域の住民及び利害関係人は、法第二十九条第四項において準用する法第二十八条第五項の規定により、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

令和四年七月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 鳥獣保護区特別保護地区の名称

自然保護センター鳥獣保護区特別保護地区

二 鳥獣保護区特別保護地区の区域

次の図のとおりとする。

三 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間

令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案

次のとおりとする。

五 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和四年七月五日から同月十八日まで

2 縦覧の場所

岡山県環境文化部自然環境課並びに岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課及び同部東備地域森林課

〔次の図〕及び「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県環境文化部自然環境課並びに岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課及び同部東備地域森林課に備えて置いて縦覧に供する。）

一 鳥獣保護区特別保護地区の名称

若杉鳥獣保護区特別保護地区

二 鳥獣保護区特別保護地区の区域

次の図のとおりとする。

三 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間

令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

四 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案

次のとおりとする。

五 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和四年七月五日から同月十八日まで

2 縦覧の場所

岡山県環境文化部自然環境課並びに岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課及び同部勝英地域森林課

〔次の図〕及び「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県環境文化部自然環境課並びに岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課及び同部勝英地域森林課に備えて置いて縦覧に供する。）

令和4年7月5日 岡山県公報 第12410号

〔三二九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年七月五日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市三輪字下菅元一―二三四―二、一―二三四―三、一―二三四―四、一―二三四―六、
一―二三四―七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央四丁目二〇―一〇―一プランソレイユ一〇一

安田 彰馬

安田 佳子

三 許可年月日及び許可番号

令和四年四月十三日岡山県指令建指第一三号

令和4年7月5日 岡山県公報 第12410号

〔三三〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年七月五日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字栢寺元三〇三―七、三〇三―八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区庭瀬八四九―一 ガーディアン城南一〇二

池田 礼音

三 許可年月日及び許可番号

令和四年五月二日 岡山県指令建指第四二号